

令和3年1月20日発行

令和3年度税制改正大綱

12月10日に「令和3年度税制改正大綱」が発表されました。

コロナ第3波への対応が目下の課題であることから、今年の大綱はあまり話題になることもなく、いつの間にか発表されていたという感じでした。中身についてもコロナ対応の項目が多くなっていますが、簡単に紹介させていただきます。

1. セルフメディケーション税制（所得税）

＜概要＞令和3年分の所得税から

薬局で買った薬について医療費控除を受けやすくして、医療費を抑える目的で導入されたのが『セルフメディケーション税制』ですがあまり普及していません。そこで内容を見直して、手続きも簡素化した上で5年延長されます。

＜内容＞

- ・医療費削減につながらない医薬品を除外
- ・スイッチOTC医薬品以外で医療費削減の効果が高いものを追加
- ・健康診断や予防の取組みに関する書類を提示不要に（但し5年保存）



2. 住宅取得資金贈与（贈与税）

＜概要＞令和3年1月1日以降の贈与から

父母又は祖父母から住宅取得のための贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和3年中の限度額が引き上げられます。

＜非課税限度＞

① 消費税10%

- ・R2.4.1～R3.3.31中の贈与
省エネ住宅1,500万円、それ以外1,000万円
- ・R3.4.1～R3.12.31中の贈与
省エネ住宅1,200万円⇒1,500万円、それ以外700万円⇒1,000万円

② 消費税10%以外（個人間売買など）

- ・R2.4.1～R3.3.31中の贈与
省エネ住宅1,000万円、それ以外500万円
- ・R3.4.1～R3.12.31中の贈与
省エネ住宅800万円⇒1,000万円、それ以外300万円⇒500万円



＜床面積＞

住宅ローン控除と同様、床面積の下限が50㎡⇒40㎡に引き下げられます。



公的年金等控除の見直し

令和2年分の所得税、令和3年度の個人住民税から、公的年金等控除が見直されます。控除額に上限が設けられるとともに、年金以外の所得金額が高い場合には控除額が引き下げられます。

<改正点>

- ①公的年金等控除額を一律10万円引き下げる。
- ②公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、控除額の上限を195万5千円とする。
- ③公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合一律10万円、2,000万円を超える場合は一律20万円を、①②の見直し後に控除額から引き下げる。

対象年齢	公的年金等の収入金額 (A)	改正前	公的年金等の控除額		
			改正後		
			公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37.5万円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78.5万円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 155.5万円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
	1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円
65歳以上	330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 37.5万円	(A) × 25% + 27.5万円	(A) × 25% + 17.5万円	(A) × 25% + 7.5万円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 78.5万円	(A) × 15% + 68.5万円	(A) × 15% + 58.5万円	(A) × 15% + 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 155.5万円	(A) × 5% + 145.5万円	(A) × 5% + 135.5万円	(A) × 5% + 125.5万円
	1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円

脱ハンコ（税務署窓口における押印の取扱いについて）

令和2年12月21日に「令和3年度税制改正の大綱」が閣議決定され、税務関係書類の押印の見直しについて、次の通り方針が示されました。

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずるとされています。

- (1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- (2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

(注1) 国税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとする。

(注2) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用する。

(注3) 上記の改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。

緊急事態宣言に伴う弊所の対応について

ついに関西圏でも緊急事態宣言が発令されてしまいました。緊急事態宣言が発令されたことにより、弊社においても在宅勤務、時差・時短勤務を行うこととなりました。

お客様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。